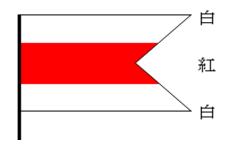
## 第三管区海上保安本部公示第58号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年11月19日

第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹 (公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称 茨城県鹿島港湾事務所
- (2) 住 所 茨城県神栖市東深芝13
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 鹿島港南航路、平井地区、平井海岸(位置図のとおり)
- (2)期間 令和7年11月19日から令和8年3月15日
- 3 水路測量の実施方法 GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める標識を掲揚



(2) 三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。 https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm

